

森林整備事業（造林事業等）の補助の内容

植付け

伐採跡地などに新たに森林を作るために、苗木の植付けの作業。植付けを行う前には、伐採した後の枝葉やササ等の整理が必要。



補助の対象

- 植付けの準備のために林地の整理を行う地寄せ
- 苗木の植付け、種子の播き付け
- 苗木代 等

保育間伐・搬出間伐

植栽木がさらに成長していくと、植栽木同士が生育を阻害するようになるため、抜き伐りをして、本数を調整する作業を行う。



補助の対象

- 不良木の抜き伐り
- 伐採木の搬出（間伐の場合のみ） 等

下刈り

苗木を植付けた後の数年間、周りの雑草木の成長が盛んで、植栽木への日当たりが悪くなり成長が阻害。また、つるが巻き付いて植栽木の幹を締め付け。



これらの障害から植栽木を守るために、雑草木を刈り払う作業を行う。

補助の対象

- 雑草木の除去 等

森林作業道

森林作業道は森林整備の推進のために必要であるため、補助を行う。

森林作業道開設等の補助を受けようとする場合は、原則として、人工造林若しくは搬出を伴う間伐等に係るもの。



補助の対象

- 間伐等と一体として行う森林作業道の開設 等

支援内容（森林所有者自ら、あるいは林業事業者等に委託して行う森林整備を対象）

令和8年4月現在

区分		① 一般の森林			② 森林経営計画・特定間伐等促進計画対象森林		
		基本補助率	嵩上補助率	合計	基本補助率	嵩上補助率	合計
植林	サガンスギ以外	36% (国27%、県9%)	54% ※1	90%	68% (国51%、県17%)	22% ※1	90%
	サガンスギ		59% ※1			27% ※1	
下刈		36% (国27%、県9%)	64% ※1	100%	68% (国51%、県17%)		100%
保育間伐		68% (県) ※1		68%	68% (国51%、県17%)		68%
搬出間伐		68% (県) ※1		68%	68% (国51%、県17%)		68%
森林作業道		85% (県) ※1		85%	85% (国51%、県34%)		85%

※1 県森林環境税「次代へつなぐ森林（もり）再生事業」

※下刈の補助率は、本事業で植林を実施した場合に適用する。

注意：補助金は、作業に係る計を県が標準的に定め、補助率を乗じて補助します。

作業内容や作業場所などの現場条件によっては、負担が伴う場合があります。